

## 令和4年度 地域密着型サービス等集団指導に関する質問・回答

No.	質問内容	回答
1	虐待防止検討委員会等の会議について、事業所単位ではなく、法人で合同会議を開催する方法でもよいか。	会議の開催単位は、事業所ごとでなくてもかまいませんので、法人で合同開催とすることも可能です。ただし、会議録等については、各事業所で備えておく必要があります。
2	虐待防止検討委員会等の会議について、1人で運営している居宅介護支援事業所の取扱いは。	基準上、会議の開催が必要であることに留意しつつ、自己点検等を行う方法により会議に代える方法が考えられます。また、上記回答のように、法人単位での合同開催等も考えられます。
3	虐待防止検討委員会等の会議について、1人で運営している居宅介護支援事業所などに地域包括支援センターから声掛けし、合同で開催することも可能か。	他の事業所や関係機関等の協力を得て、会議を合同開催することも可能です。ただし、会議録等については、各事業所で備えておく必要があります。
4	虐待防止について定期的な研修を実施とあるが、どこまでが虐待防止の研修と認められるのかその範疇について教えて頂きたい。また、内容の近い身体拘束の研修を行った場合、両方の研修を行ったと考えて良いかについても教えて頂きたい。	身体拘束は、高齢者虐待に該当するものですので、身体拘束廃止に関する研修により高齢者虐待防止の研修として取り扱うことは可能です。ただし、高齢者虐待には様々な種類があることを踏まえ、身体拘束だけでなく、従事者が高齢者虐待全般について学ぶことができるよう、研修プログラム上の工夫が必要です。例えば、初回は身体拘束に関する研修を実施し、次回はテーマを変えて、他の高齢者虐待に関する研修を行うなどが考えられます。
5	セクハラ、パワハラの防止について1人居宅で他に従業員がいない場合、策定は必要ですか。	ハラスメントの防止については、原則として全ての事業者には適用となるものですが、雇用者がいない事業主の場合は対象外となります。したがって、指針等の策定も不要です。ただし、今後、雇用者が生じたときには、指針等の策定などの対応が必要になりますのでご留意ください。

No.	質問内容	回答
6	認知症介護基礎研修講座の受講対象に柔道整復師が入っているが、按摩マッサージ師は対象外で免除されているが、確認したい。	柔道整復師についても、医療・福祉関係の資格を有する者として認知症介護基礎研修の受講の必要はありません。
7	BCPの定期的な計画見直しについては、少なくとも何年以内にといった目安はありますか。	BCPの見直しについて、明確な年数の規定はありませんが、定期的に見直しの検討を行うことが必要です。なお、見直しの検討の結果、BCPの内容変更が不要であると判断した場合には、その検討経過がわかるよう記録してください。
8	業務継続計画についての研修・シミュレーションを入所系サービスは年2回以上とあるが、研修・シミュレーションの内容が想定しづらい。参考例などがあればお示し頂きたい。	業務継続計画(BCP)に関する研修は、例えば、従事者に対し、BCPの趣旨、発動基準、発動後の対応方法等について情報共有を図るものなどが想定されます。 また、BCPの訓練・シミュレーションは、例えば、災害発生の状況下において、BCP発動の判断、発動した場合の連絡体制、従事者の参集、指揮命令・役割分担、災害時業務の内容や手順などを、関係者が集まって机上で確認・シミュレーションするものや、実際にBCPに沿った動きを訓練するものなどが想定されます。
9	ケアプラン短期目標期間更新時ですが、現在は短期目標期間を変更しケアプラン作成、署名を頂いておりましたが、目標に変更が無く短期目標期間更新のみの場合は軽微な変更としてケアプラン2表に見え消しで変更で良いでしょうか？ 市町村確認した方が良いとの事でしたので、ご指導の程、宜しくお願い致します。	課題や目標に変更がなく目標期間を延長する場合は、軽微な変更の取扱いとして見え消しの変更でも差し支えありません。この場合は、支援経過記録に軽微な変更とした理由や経過を記載してください。
10	サービス担当者会議録について、照会録を受領している場合においても、会議録に照会の内容を記載することが必要ですか。	サービス担当者会議を開催し、出席できないサービス担当者がある場合には、会議録に照会した年月日、内容及び回答の記載が必要です。サービス担当者会議を開催しない場合であって、照会等の書類により確認することができる場合は、会議録への記載を省略しても差し支えありません。

No.	質問内容	回答
11	ケアプラン編(1)～(7)に関しては認識しておりますが、資料の指導事項には記載のない「週間サービス計画表」も、今後は必要になるのでしょうか。他事業所で、作成している所があると聞きました。	「週間サービス計画表」は生活全般の過ごし方を具体的にイメージすることが可能であり、提供したサービスと利用者の生活における関連性が見えるように作成をお願いします。
12	退院、退所加算についての解釈通知においてのカンファレンス参加者要件が定められているので注意が必要とありますが、具体的な記載がないので資料として載せていただきたかったです。	別紙を参照してください。なお、今後、介護報酬等に係る基準や解釈の改正があったときは、介護保険最新情報等によりお知らせしますので、必ず確認してください。
13	ケアマネの担当件数について、苫小牧市では35名を基本として認識しておりますが、ICTの活用などの体制をとった際の担当件数については、どのような考えとなるでしょうか。	令和3年10月28日付け苫介第609号の通知でお示していますが、ICTの活用等を届け出ている居宅介護支援事業所については、利用者の数が40又はその端数を増すごとに介護支援専門員を1人配置することとしています。
14	計画作成担当者の配置について、令和3年7月15日付け苫介第378号通知において、改正前の基準には「他の共同生活住居の他職務との兼務は不可」と記載されていましたが、改正後の基準ではその文言が消えていることから、基準では計画作成担当者が他のユニットの他の職務ができるよう緩和されたものと見受けられます。一方同通知の兼務可否のイメージでは、職員A(1階管理・1階計画・2階計画)が可で職員I(1階計画・2階管理)が不可、職員B(1階計画・1階介護・2階計画)が可で職員J(1階計画・2階介護)が不可とされており、計画作成担当者が他のユニットの他の職務を兼務することを不可としていると見受けられます。計画作成担当者が他のユニットの他の職務を兼務することについて、基準では緩和されているはずなのに不可とされているのはなぜでしょうか。職員Iが不可で、職員Iが他のユニットの計画作成担当者を兼務すると可になるは理屈に合わないと思いますが、いかがお考えでしょうか。(職員Jも同様)	令和3年7月15日付け苫介第378号通知では、市の考え方として、基準緩和後においても、利用者への適切な処遇を確保する観点から、共同生活住居ごとに1名以上の計画作成担当者を配置することが望ましいこととお示しています。御指摘の兼務可否の表については、事業所に1名の計画作成担当者が配置される場合と、共同生活住居ごとに1名ずつの計画作成担当者が配置される場合に分けてお示しているものです。共同生活住居ごとに計画作成担当者が配置される場合は、当該共同生活住居における業務に専念することを基本として、改正前の基準に沿った対応をお願いしております。通知内の職員I・J・Kについては、1階ユニットの計画作成担当者である者が、当該ユニットの管理者及び介護職員としては従事せず、2階ユニットの管理者又は介護職員を兼務する状況が現時点で想定され得ないことから不可として解釈をお示しています。なお、事業所の人員配置において、職員I・J・Kのような配置が必要である特段の事情がある場合は、市に個別に相談いただくようお願いします。

No.	質問内容	回答
15	資料のP13ページ。従業員の員数変更について。毎年4月1日基準日として前年基準日と比較して変更あった場合にのみ届け出必要。現況報告提出時期と一緒に提出と説明受けたと思いますが、提出時期は、現況報告のおしらせが5月であれば5月に変更届提出でよいのでしょうか？4月1日基準日とすると4月10日までに提出でしょうか？確認でした。	変更届の提出期日については、現況報告の提出期日と同日としますので、現況報告の提出期日である5月末までに変更届もあわせて提出してください。
16	(2)介護給付費に係る加算・減算に変更があった場合の提出書類①別紙3-2について、事業者は苫小牧市長に届け出するものと考えておりましたが、届出書ではなく北海道知事あての進達書に変更されています。ルール変更があったのでしょうか。	届出の様式については、厚生労働省が作成した様式例を原則として変更を加えずに利用することが推奨されていることから、これまでの届出書から進達書という名称に変更としています。変更の届出については、事業者は指定権者へ届け出ることになりますので、苫小牧市へ届け出るというルール自体に変更はありません。
17	介護給付費に係る加算・減算に変更があった場合の届出に関して、特定事業所加算に係る届出書に「各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。」と書かれているが、必要か。	要件を満たすことが分かる根拠書類については、運営指導において確認を行いますので、届出の時点では提出不要としています。ただし、苫小牧市から求めがあった場合には、速やかに提出が必要となりますので、いつでも提出できるように書類を整備しておく必要があります。
18	軽度者に対する福祉用具貸与申請に係る参考様式である「診療情報提供書」を使用した場合、費用負担はどうか。	本様式を使用した場合、医療機関は診療情報提供料(i)(250点)の算定が可能となり、医療保険適用となります。費用負担については、利用者ごとの負担割合に応じた負担となる見込みです。
19	確認書の添付書類として、医師から聴取した内容を記録したケアプランを添付すれば、診断書等の提出は不要という認識でよろしいか。	お見込みのとおりです。

No.	質問内容	回答
20	<p>昨年、車いす貸与について軽度者の確認書を提出した所、「車いすの貸与はケアマネの判断でケアプランに記載されていれば良い」との話であったため、確認書は持ち帰ったが、集団指導の通り車いすについて今後も確認書を提出する形で良いでしょうか。</p>	<p>軽度者に係る確認書の提出は、基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとしています。しかし、車いす(付属品を含む)の貸与において、厚生労働大臣が定める者のイ「(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャーが判断することとされています。したがって、車いす(付属品を含む)の貸与においては、適切なケアマネジメントによりその必要性について検討されていれば、確認書の提出は不要としています。(移動用リフトも同様)</p> <p>詳しくは市作成の「福祉用具貸与・購入事務の手引き」を確認してください。</p>